

地域産業委員会
令和3年9月17.21日
観光・国際都市部 資料2番
所管 国際都市・多文化共生推進課

第66号議案

大田区多文化共生推進センター条例を廃止する条例について

- 1 廃止理由
おおた国際交流センターの設置に伴い、大田区多文化共生推進センター条例を廃止する。
- 2 条例内容
別紙のとおり
- 3 施行年月日
規則で定める日。

大田区多文化共生推進センター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区多文化共生推進センター条例を廃止する条例

大田区多文化共生推進センター条例（平成22年条例第24号）は、廃止する。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

大田区多文化共生推進センターを廃止するため、条例を廃止する必要があるの
で、この案を提出する。